

8 高 参 国 第 12 号
令和 8 年 4 月 28 日

各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）
佐 藤 邦 明

「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」
の運用に関するガイドラインについて（通知）

文部科学省では、多様で優秀な外国人留学生の戦略的受入れを推進するとともに、留学生制度全体の信頼・信用を維持するため、大学等に対して外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等を要請しています。

また、「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」（令和 6 年 4 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導を実施しています。

今般、当該指導指針に基づき、適切な受入れ及び在籍管理の徹底を行うために実施すべき最低限の留意事項を示すものとして、別添の「「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」の運用に関するガイドライン」を策定しましたので、通知します。なお、本ガイドラインは、外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等の判断や改善指導の実施等において活用いたします。

ついては、各大学等においては本ガイドライン及び「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和 8 年 4 月 28 日付け文部科学省高等教育局参事官（国際担当））等に十分留意され、外国人留学生の受入れ及び在籍管理の徹底等を適切に行ってくださいようお願いします。

（本件担当）

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）
留学生交流室在籍管理係 土屋、増井、廣中

TEL：03-5253-4111（内線 3026）

E-mail：taigaku@mext.go.jp